令和元年度〔第２四半期〕随意契約の結果（５００万円以上の工事、物品、委託）

文化スポーツ部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※１）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間）（物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
文化芸術振興課	令和元年度県立文化施設長寿命化等推進整備事業委託	高圧機器更新工事	令和元年7月12日　～　令和2年3月31日	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	30,888,000	委託内容が指定管理者の行う施設の管理運営業務と密接に関わる設備の改修工事の執行であり、日常の施設運営との調整を図りながら施工管理する必要があり、当該施設設備の状況を熟知している当該法人でなければ執行できない工事内容であるため。	2	3イ